令和5年第5回立川市農業委員会総会議事録

立川市農業委員会

## 令和5年第5回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 5 年 5 月 2 5 日 (木) 午後 3 時 会場 2 0 5 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事

議案第1号 都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審 査・決定について

議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について

- 5 その他(1) その他
- 6 閉会

## 令和5年第5回立川市農業委員会総会 令和5年5月25日(木) 立川市役所205会議室

議席	氏	氏 名		議	席	氏		名			
1番	鈴木		豊	君	101	番	田	中	佐	_	君
2番	金子	波音	冒之	君	1 1 1	番	横	幕	玲	子	君
3 番	粕 谷	久	敬	君	1 2 和	番	髙	杉	晋	_	君
4番	小 峰	喜	昭	君	1 3 律	番	中	丸	邦	春	君
5番	清水	清	史	君	1 4 看	番	清	水	茂	男	君
6番	嶋 田	貞	芳	君	1 5 種	番	井	上	洋	司	君
7番	鳴島	広	之	君	16章	番					
8番	内 野	智	行	君	1 7 1	番	鈴	木	和	昌	君
9番	岡 部	良	己	君							

## 事務局職員

局長 一君 井 上 隆 次長 奥 野 武 君 司 係長 熊 寛 君 谷 主事 小 林 史 弥 君 議長皆さん、こんにちは。

本日は、今日も天気のいい中、仕事が忙しいと思うんですけれども、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

先日の北多摩の農業委員会連合会の50周年に多くの皆さんに御出席いただきまして、大変ありがとうございました。また、その後の懇親会のほうも久しぶりに楽しくできたと思います。また今週は、みの一れ立川の10周年祝賀会がございまして、もうこれは何年かぶり、4年ぶりですかね。皆さんといろいろ楽しく非常に盛り上がって、非常にいい会でございました。

ということで、5類になったので、だんだんとこういった機 会も増えていくのではないのかなと思います。

さて、本日は、お手元にお配りしてあります資料も御覧いただいたかと思います。次期の農業委員さん、また推進委員さんがお手元の資料の中にも載っているかと思います。その中で業務の見直しもしていかなくてはいけない状態でございますので、今日はそういった内容を全員協議会の中で進めていきたいと思いますので、どうか御協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。ただいまより令和5年第5回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に 御出席をしていただいておりますので、本総会は成立をしてお ります。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審 議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。今回は2番の金子波留之委員、17番の鈴木和昌委員にお願いしたいと思います。 なお、事務局より資料の追加があるとのことで、説明をお願 いしたいと思います。

係長 本日、資料を追加で配付させていただきました。総会に伴 う資料としまして議案第3号について、こちらは原因日の記入、 相続日についてですが、記入漏れがございましたため、差し替 えさせていただきます。

全員協議会についての追加資料がございます。顕彰事業の留意点につきまして、後継者、企業的につきまして各1部ずつ。 農地パトロール、6月に向けての農地の参考リストが1枚。農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者一覧が1枚。次期農業委員等の業務の見直しについて、事務局の案として、こちらが1枚。農業委員会の日程、先日、今年の予定ということでお伝えしましたが、変更とさせていただく月がございますので、お配りいたしました。後ほど御説明いたします。あと、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてが1枚。

あと、本日、髙杉委員より参考で獣害、ネズミ対策としての 資料をいただきましたので、お配りさせていただきました。よ ろしくお願いいたします。

また、会長のほうから事前にお話があったということなんですが、全員協議会の後、次期農業委員等の推薦を受けた現委員の皆様には、臨時総会での打合せにつきまして行いたいと思いますので、恐れ入りますが全員協議会の後、少しお時間をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長ありがとうございました。

それでは、報告事項に移りたいと思います。 (1)事務報告、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が9件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、レジュメに従いまして、3、報告事項の(1) 事務報告をさせていただきます。恐縮でございます。着座の上、 報告をさせていただきます。

4月28日(金)、都市農地制度基礎研修会がウェブで開催

をされまして、事務局が参加をさせていただきました。

- 5月10日(水)、立川市農業委員会委員及び立川市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が開催をされまして、事務局が出席をしたものでございます。
- 5月16日(火)、北多摩地区農業委員会連合会50周年記念式典が清瀬けやきホールで開催をされまして、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局が出席をいたしました。
- 5月17日(水)、東京都農業会議の監査会が開催をされまして、会長が出席をいたしました。
- 5月18日(木)、東京都農業会議の理事会、常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席をされました。
- 5月22日(月)、北多摩地区農業委員会連合会通常総会が 清瀬市役所で開催をされまして、会長、次長が出席をいたしま した。

委員会といたしましては、5月15日(月)に本総会に向けた現地調査、本日、25日(木)、農業委員会総会、終了後に全員協議会を開催させていただきます。

明日以降の予定でございます。

- 5月30日(火)、全国農業委員会会長大会が文京シビックホールで開催をされまして、会長が出席予定でございます。
- 5月31日(水)、農業者年金担当者会議が開催されまして、 事務局が参加予定でございます。
- 6月1日(木)、新規就農・農地貸借担当者会議が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。
- 6月2日(金)、主任職員協議会・職員研究会通常総会が開催をされ、事務局が参加予定でございます。
- 6月6日(火)もしくは7日(水)でございますが、農地パトロールを農業経営部会と事務局で行う予定となってございます。こちらは、この後、全員協議会にてお諮りをさせていただきます。
- 6月9日(金)、相続税納税猶予制度研修会が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

- 6月16日(金)、生産緑地制度研修会が開催をされまして、 事務局が参加予定でございます。
- 6月19日(月)、東京都農業会議の理事会、常設審議員会 が開催をされまして、会長が出席予定となってございます。
- 6月22日(木)、農業委員会地区別広域連携会議が、くにたち北市民プラザで開催をされまして、会長、職務代理及び次長が出席予定となってございます。

委員会といたしましては、6月15日(木)に6月の総会に向けた現地調査、26日(月)午後3時より第6回総会、終了後、全員協議会の開催を予定しているところでございます。

報告事項(1)事務報告は以上となってございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する報告でございます。

報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出 9件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでご ざいます。

まず1件目。農地の所在は上砂町5丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は268㎡。転用目的は住宅用地でございます。

- 2件目。農地の所在は富士見町6丁目の6筆。地目は、登記簿上が田、現況は宅地。面積は839.03㎡。転用目的は住宅用地でございます。
- 3件目。農地の所在は錦町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は783㎡。転用目的は住宅用地でございます。
- 4件目。農地の所在は幸町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は201㎡。転用目的は住宅用地でございます。
- 5件目。農地の所在は一番町2丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路、混牧林地及び畑。面積は19.6 1㎡。転用目的は道路用地及び雑種地でございます。

6件目。農地の所在は一番町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は121.52㎡。転用目的は道路用地でございます。

7件目。農地の所在は柏町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路。面積は78㎡。転用目的は道路用地でございます。

8件目。農地の所在は柏町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は145㎡。転用目的は住宅用地でございます。

9件目。農地の所在は一番町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は4. 65㎡。転用目的は墓地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思ってございます。 報告は以上でございます。

議長ありがとうございました。

ただいまの報告について、何か御質問がありましたらお願い いたします。ないですか。

では、私のほうから、ちょっと1点お聞きしたい点がございます。

番号1番の上砂町5丁目の方の土地なんですけれども、以前に、恐らくここは文書指導とか何かで伺ったようなときかなと思うんですけれども……。ああ、そうか。今日は地元の農業委員さんはいらっしゃらないんですかね。島田委員はいないですね。

1点聞きたいのは、この方の、以前指導がされたところの農地だったんですかね、ここは。結構荒れていて、一回きれいにしてもらって、その後どうなったのかなと思って、ちょっとお聞きしたかったんですけれども。あと、嶋田貞芳委員、分かりますか。

6番 この方の土地ですけれども、見る限りですと、以前問題に なっていた土地というか、文書指導が出たところは、この今の 略図のところで言うところの、今回の当該地と「高齢者在宅サ ービス」と書いてあるところの間の敷地だと思います。今回の、この斜線の部分は、今の5条の届出の表題を見る限りでは、登記簿が畑で現況が宅地ということになっているので、その隣の隣接地ではないかと思うんですけれども。

ちょっと私も現地を見ていないから何とも言えないですけれども、確かに、ここに道路というか、その部分があるので、その部分だと思うので、以前問題になっていた場所ではないと思います。

議長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、あとは質問がないので次に移りたいと思います。 これで報告事項は終了いたします。

次に、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業 計画の審査・決定について、2件を議題に呈します。

今回は複数でございますので、1件ごとに説明と申請者への 意思確認等を行いたいと思います。

それでは、事務局より議案第1号の1から説明をお願いします。

次長 それでは、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の 審査・決定について、まず、議案第1号の1について説明いた します。

現地調査を5月15日、借受人立会いの下、鈴木会長、中丸委員、清水清史委員、清水茂男委員、横幕委員、事務局で行いました。

略図1を御覧ください。事業計画の内容としましては、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定し、植木の生産を行うというものでございます。

審査要件①、全部効率利用要件ですが、借受人は認定農業者として現在約2万2,500㎡の農地を耕作しており、貸付人も1割以上の従事をすることとなっていることから、農地全体にわたって効率的に利用する要件を満たすものと考えます。

審査要件②、農作業の常時従事要件は、申請者の従事日数が年間280日となっておりますので、要件を満たしているもの

と考えます。

審査要件③、地域との調和要件ですが、今回貸借する農地の 隣がGAP認証を取得している農家の所有地となっております。 隣接農家の方には、農薬等散布については十分配慮し、事前に 連絡をすることなど、借受人から既に調整していただいている ようで、貸借後の計画について理解を得ているとのことです。 また、品目の選定や栽培方法についても、地域に調和し、地域 事情に配慮するとのことですので、問題が生じることはないも のと考えます。

また、本法律における新たな要件、都市農地の有する機能の 発揮に特に資する耕作の事業につきましては、生産物等のおお むね5割以上を生産地の自治体や隣接自治体で販売するなどの 複数の要件のうち、1つ以上を満たす必要がございます。本計 画では生産した農作物の5割以上を市内もしくは隣接市で販売 することや、地域の特性に配慮した品目を導入するなど、要件 を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、都市農地貸借円滑化法第4条 に規定する事業計画として決定できないものではないと考えて ございます。

議案第1号の1についての説明は以上でございます。

議長ありがとうございました。

議案第1号の1について確認を担当された委員から補足説明 をお願いいたします。

補足説明を中丸委員、清水清史委員、清水茂男委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

では、初めに中丸委員、お願いします。

13番 借受人の方については、先ほどの説明のとおり何の問題もないと思います。そして、現在農地のほうも、以前は草ぼうぼうだったり、何かいろいろ問題があった農地だったんですが、今や植木が理路整然と植えられており、きれいな都市農地となっておりますので、何ら問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。 続きまして、清水清史委員、お願いします。

5番 この方なんですけれども、柏小のすぐ東側の畑、大きなほうは既に植え付けが終わられていまして、北側のほうはこれからということで、平らにしてから植え付けるということでした。この方が所有している畑は、もう皆さん御存じのとおり、きれいですので、何ら問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。 続きまして、清水茂男委員、お願いします。

14番 この申請人の方の農機具の所有状況について、5月12日、申請書のとおりトラクター、ユンボは3台、ペイローダー1台、チッパー1台、クレーンつきトラック及びダンプ、それぞれ1台をあることを確認しました。ただ、ユンボについては、3台のうち1台の15馬力のユンボは壊れていて、今、修理屋に出しているということで、今日も電話で確認したんですが、まだ直っていないということですので、修理が終わりましたら、また確認したいと思います。

こちらの農地なんですが、4-6-8及び9の畑については、周囲にゴムマットとかをいろいろ敷いて土が飛散するのを防止するとか、いろいろな本人の努力が見られました。大きな畑のほうには、ソヨゴなど既に植木が植えられている状況で、この申請者の方は地元の農業者の見本となるような、きれいな畑を耕作していますので、こちらの畑のほうもそのような形で使用されると思いますので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。 続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今、皆さんおっしゃったとおり、問題のない畑だったと思います。以前に農地パトロールをした際に、耕作されていない草ぼうぼうの畑の印象があったんですけれども、耕作するとこんなにきれいになるのかと感心しました。除草剤をまく際も、

今、事務局の報告もありましたように、隣接する農地、野菜畑に影響が行かないように、必ず事前に連絡をして除草剤をまく といった配慮もされていて、何の問題もないと思います。

議長ありがとうございました。

ただいま各委員さんから報告があったとおりでございます。 申請者の方の年間作業時間の1割は、貸す方も何かに関わらな くてはいけないということでございますので、やはり除草とか、 あと、畑の周りの見回りとか、そういうものをしていただくと いうことでございましたので、この方は、とにかく見本になる ような農業者の方ですから、問題はないかと思います。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として 申請者に意思確認等を行いたいと思いますので、申請人を呼ん できてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうご ざいます。

都市農地の貸借円滑化法の規定による事業計画などについて 御説明をお願いしたく、本日、出席をお願いいたしましたので、 御理解の上、御協力をお願いいたします。

それでは、私のほうから質問させていただきたいと思います。この法律は、生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として、平成30年に施行されたものでございます。本法律において申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査・決定し、市長が認定することにより貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する 耕作事業の用に供していることが要件となっています。

そこでお聞きします。

事業内容の詳細について説明をお願いいたします。

申請人皆さん、こんにちは。よろしくお願いします。

初めに事業計画なんですけれども、主な生産の内容として植木生産を行いたいと思います。内容としては、最近もう50年来、流通量が結構増えているということで、ソヨゴ、コニファー類、あとは、そんなに大きくならない常緑の中木類ですか。

今回貸していただける農地は団地の横にありまして、そこの 道路については団地の管理組合の人が毎日お掃除をされている ということで、現在ちょっともう作付は始めているんですけれ ども、なるべく道路を汚さないようにが1点。また、隣接する 農家さんの農地については、GAP認証を取っている農家さん であって、農薬の飛散とか、その辺も特に気をつけるようには しています。

除草剤なり殺虫剤とか、そういう消毒関係も、する日には必ず連絡をして、いついつやらせていただきますということを必ず連絡を取るようにしています。

次に、販売先なんですけれども、主に販売先としては材料屋 さん、植木の問屋さんなんですけれども、そこに出荷が7割から8割ぐらい。立川市内の材料屋さんは大小合わせて五、六件 あるんですけれども、そこの方たちに半分以上は生産して納品 しているというのが主な売り先です。

あと、多少造園屋さんとかにも売っているんですけれども、 大体材料屋さんと言われる問屋さんに、同業者なんですけれど も、そういう方たちに出荷しているというような状況です。

それと、都市農地の機能の発揮とか地域の貢献というのは、 正直ちょっとどういう感じなのかなと、うまく答えられないん ですけれども、今回貸していただいた農地については、作付し ていないときに、ここいら辺の土地柄、土ぼこりがひどくて、 持ち主さんもその辺、苦慮していたり、さすがに作付したり、 周り、特に道路との出入り口はプラスチックの敷物をして、車 の出入りがしても道路を汚さなかったり、なるべく気をつける ようには、もう作業にはかかっているんですけれども、そんな ところで、ほこりが立たないということで地域の貢献になれればななんて、ちょっと短絡的なんですけれども、そんな感じです。

以上です。

議長ありがとうございました。

あと、もう1点ですけれども、続きまして、当事業計画の認定につきましては貸付人の責務について掲げなくてはいけません。具体的には、貸受人の年間従事日数の1割程度を貸付人が従事する必要がございます。これは、将来相続税が発生した際に、主たる従事者の証明の発行を担保とするために、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画しておくものでございます。そこでお聞きいたします。

貸付人の従事作業など、また、関与の仕方についてお聞かせ いただきたいので、よろしくお願いします。

申請人 一応、農家さんとの契約の中で、私は今まで年間250日でらいが農作業の従事日数ということで届出をしたり、今回、2反からの畑をお借りしているということで、30日ぐらいは余分に作業する日数がかかるのかなということで、おおむね280日前後を年間の従事日数ということで、そこで持ち主さんにも一定の関与ということで、畑の見回りだったり、月に何回かは、自分の農地ですから見に来ていただいて、ごみが落ちていたり、道路周辺とか、そういうところも掃除をするなり、また、地域の人に何かお声がけをされたときには相談に乗るとか、そんなところで、おおむね30日内外は関与をしてもらうということでお話をしています。

以上です。

議長ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから何か御質問等がありましたら、 お願いしたいと思います。ありませんね。

……質疑なしの声

議長 もう皆さん、きれいなのはよく知っているからね。本当に 逆に、こういった貸借も利用していただいて、こちらこそ本当 に感謝しています。

また、今後も、とにかく体には十分気をつけて、働き過ぎもいいんですけれども、気をつけて作業していただきたいと思いますので、よろしくお願いしまして、本日は忙しい中、ありがとうございました。これで終了いたします。

申請人 どうも皆さん、ありがとうございました。よろしくお願いします。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1、都市農地貸借円滑化法の規定 による事業計画の審査・決定について、要件を満たしていると して決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、決定すること にいたします。

次に、議案第1号の2について事務局より説明をお願いいた します。

次長 それでは、議案第1号の2、現地調査を5月15日、借受 人立会いの下、鈴木会長、粕谷委員、鈴木和昌委員、岡部委員、 横幕委員、事務局で行いました。

略図2を御覧ください。略図2は、西砂小学校の北東に広がる農地です。

事業計画の内容といたしましては、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定し、野菜を生産するというものでございます。

審査要件①、全部効率利用要件ですが、借受人は認定農業者として現在約1万6,000㎡の農地を耕作しており、貸付人も1割以上の従事をすることとなっていることから、農地全体にわたって効率的に利用する要件を満たすものと考えます。

審査要件②、農作業の常時従事要件は、申請者の従事日数が年間300日となっておりますので、要件を満たしているものと考えます。

審査要件③、地域との調和要件ですが、農薬の使用基準に従

い、地域の環境に適した栽培を心がけるとのことですので、地域への問題が生じることはないものと考えます。

また、本法律における新たな要件、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、生産物等のおおむね5割以上を生産地の自治体や隣接自治体で販売するなどの複数の要件のうち、1つ以上を満たす必要がございます。本計画では生産した農作物をJA直売所等で出荷、販売していることや、地域住民への収穫体験に取り組み、地域住民と交流を図るなど、要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、都市農地貸借円滑化法第4条 に規定する事業計画として決定できないものではないと考えて ございます。

議案第1号の2についての説明は以上でございます。

議長ありがとうございました。

それでは、議案第1号の2について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を粕谷委員、鈴木和昌委員、岡部委員、横幕委員の順でお願いいたします。

それでは、粕谷委員、お願いします。

3番 貸付人のほうの方の農地なんですが、見に行った当日は非常に耕うんしてあって、きれいな状態でした。借受人の方なんですが、農地自体、非常によく管理されておりますし、野菜等も現状で、みの一れ立川のほうへかなり出荷されています。ここを昨日見た段階では、借受人の御本人に聞いた話なんですが、サツマイモの苗が来てしまったということで、現状でもうサツマイモが植え付けてありました。またきれいに管理されていますし、問題ないと思います。

以上です。

議長ありがとうございました。

続きまして、鈴木和昌委員、お願いいたします。

17番 借受人の農機具の調査を5月11日に行いました。トラクター2台、バックホウ1台、管理機3台など、申請されていた

とおりの台数を確認できました。

また、この対象農地ですが、貸付人の引き続きの調査で2月 に一度行っており、境界石等の確認ができております。

また、先ほど粕谷委員が言ったとおりですが、既に農地のほうは秋に向けてのサツマイモの植え付けが行われており、とても整然と、きれいになっております。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岡部委員、お願いします。

9番 借受人の方なんですけれども、地域の中でも常に一生懸命 やっているので有名な方なので、問題ないんじゃないかと思い ます。また、お二方は同じ地区で日頃から交流もありまして、 上手に進めていただけるんじゃないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。 横幕委員、お願いします。

1 1 番 畑は大変きれいで、皆さんおっしゃったように問題はないと思います。これから農地に適した野菜を探していくというお話でしたけれども、当面はサツマイモを植えてみる、それは地域住民の方の収穫体験にも利するという、非常に配慮された考え方だと思いました。

議長 ありがとうございました。

もう今、全体に委員さんから説明されたとおりでございます。この方は本当に、自分で耕作されている畑も非常にきれいですし、いろいろ雇用もされたりしておりまして、非常に熱心に作業されている方でございますので、問題はないかと思います。私も、貸す側の農地のほうも事前にもう見て、当日も2回見ておりまして、非常にきれいで問題はない農地でございますので、こちらについても皆さん、委員が言われましたとおり問題はないと思います。

それでは、ただいまの説明の件につきまして、何か質問がありましたらお願いをいたします。

## ……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として、 申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

都市農地の貸借円滑化法の規定による事業計画などについて 御説明などをお願いしたく、本日、出席をお願いしましたので、 御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私から質問させていただきたいと思います。

この法律は、生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として、平成30年に施行されたものでございます。本法律において申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査・決定し、市長が認定することによって貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する 耕作事業の用に供していることが要件となっております。

そこでお聞きをいたします。

当該事業内容の詳細について、まず御説明をお願いいたします。

申請人 今回お借りしたい畑は、近くに住宅街もありますし、小学校なんかの通学路にもなっているので、今考えているのは、秋に収穫できるサツマイモ等を作りまして、小学校の生徒さんとか、その御家族さんたちに収穫体験とかをしていただけるよう、企画をしております。また、それだけでは全部の収穫物を販売できないと思いますので、みの一れ立川に出荷をして販売をしていきたいと考えています。

議長ありがとうございます。

あと1点、続きまして、当事業計画の認定につきましては貸付人の責務についても掲げなくてはいけないことになっているんですね。具体的に、借受人の年間従事日数の一定割合を貸付

人が従事する必要があります。これは、将来相続税が発生した際に、主たる従事者が証明の発行を担保するために、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画しておくものでございます。 そこでお聞きします。

議長ありがとうございました。

それでは、委員さんから御質問をお願いしたいと思います。 ないですか。

……質疑なしの声

議長 委員さんからはないということでございます。なので、何の問題もないということで、終わりたいと思うんですが、くれぐれも体には気をつけて作業して、また、収穫体験なども頑張ってやっていただきたいと思いますので、また今後ともよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の2、都市農地貸借円滑化法の規定 による事業計画の審査・決定について、要件を満たしていると して決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することに いたします。

続きまして、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨 の証明について、2件を議題に呈します。 事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、議案第2号、現地調査を申請者立会いの下、鈴木会長、小峰委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

議案第2号の1、特例農地は幸町4丁目の2筆となります。 略図1を御覧ください。略図1は、幸町団地と小川橋の間、自 宅裏に広がる農地で、トマトやキヌサヤ、タマネギなどが植え られており、これからの作付に向けて耕うんもされておりまし た。境界は、北東の1か所が野菜の残渣を埋める穴を掘ったと きの盛土の下に埋もれてしまい、確認できませんでしたが、そ れ以外は確認できました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の2、特例農地は一番町1丁目の1筆となります。略図2を御覧ください。略図2は、天王橋交差点の東、五日市街道南の自宅裏に広がる農地です。養蜂を中心とし、キウイなどの果樹やトマト、ネギなどの露地野菜も生産されておりました。ナノハナの残渣がたくさん残っていましたので、委員より処分するよう指導がありましたが、蜂蜜採取用に花を咲かせたコマツナとのことで、種を採取した後、処分するとのことでした。農地の北及び西側の道路沿いの境界木がはみ出しておりましたので、剪定するよう委員より指導がございました。境界は確認でき、全体的な肥培管理は良好でした。

議案第2号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第2号について確認を担当された委員から補 足説明をお願いいたします。

補足説明を、1番、小峰委員、横幕委員、2番を嶋田貞芳委員、横幕委員の順でお願いいたします。

それでは、1番を小峰委員、お願いします。

4番 この方は直売を行っている方で、作物としてはトマト、ネ ギ、キュウリ、ナス、ジャガイモ、里芋が作付されていました。 管理は良好でした。先ほど話があった境界なんですが、後日確認して確認が取れました。また、ノラボウの残渣が残っていましたので、片づけるように指導しておきました。

以上です。

議長ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1番 玉川上水に面した道路側に直売所があるんですけれども、 これは可動式でしたので特に問題はないと思います。無人で販売しているということなので、たまには盗難もあるという話なんですけれども、間引いた野菜も、もったいないから、やっぱりそこで直売をしているという話を伺いました。あとは問題ないと思います。

議長ありがとうございました。

この方も、各委員から報告があったように、問題はないということでございましたので、この方は玉川上水のところで、もう長年直売をやられていまして、多品目の野菜を生産しておりまして、ちょっと高齢になってきたので、休日には息子さんが手伝い、あと、娘さんが一緒になって手伝って作業をしているということなので、全体的には問題はないかと思います。

以上でございます。

続きまして、2番を嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 この方ですけれども、先ほど事務局のほうから報告があったとおり、立川市内では珍しいと思うんですけれども、養蜂を昔からやっていまして、この畑も春先にはナノハナ畑になるというような状況なんですけれども、その中で、蜂蜜の餌というか、それ用にコマツナとノラボウナを畑一面に栽培しているんですけれども、それが若干遅れぎみの片づけの状況となっておりましたけれども、そういった意味で、自分らで食べるだとか、そういうことじゃなくて、蜂さん用に種を取って、それの種の取り終わり次第、片づけるということでしたので、速やかに終わったら片づけてもらうようにお願いをしました。

それと、あとは果樹のほうをやっていまして、キウイとか、 あとはイチジクとかもやっています。あと、北側の道路なんで すけれども、ここに生け垣が植わっているんですけれども、若 干伸びていたりしていますので、それも邪魔にならないように 剪定をお願いしました。

境界は全て確認できましたので、問題ないと思います。 以上です。

議長ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

- 11番 嶋田委員さんがおっしゃったとおりだと思います。消費者としては、せっかくの立川産の蜂蜜が食べられないというのがとても残念だったんですけれども、実は、ここで栽培している蜂蜜は、ほとんどがもう常連のお客さんのところに行ってしまうので、通常、市民が気軽に食べられないのは、とても残念だと思いました。
- 議長ありがとうございました。

本当にこの方は、私も最初に行ったときに、こんなに木が結構住宅側に生い茂っているので、これは何でですかと。これもやはり蜂蜜を落とすために、ある程度、わざわざ木を伸ばしているんだという話でしたね。ということで、そのために少し木が住宅側には伸ばしている。これは蜂が行かないということでしたね。確かね。そういうようなことだということで、なかなか私なんかは分からないことで、すごく勉強になったと思います。ということで、全体的には問題はなかったということでざいます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありま したらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第 2 号について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたし ます。

……全員举手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、証明すること に決します。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、2件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての 証明について御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての 証明。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

議案第3号の1、土地の表示は西砂町1丁目の2筆となります。面積は2,887㎡。申出事由は死亡でございます。

議案第3号の2、土地の表示は一番町3丁目の5筆となります。面積は3,582㎡。申出事由は死亡でございます。

議案第3号の証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号については以上でございます。

議長 議案第3号について、確認を担当された委員から補足説明 をお願いします。

それでは、1番、2番を嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 それでは、1番の方ですけれども、ここの農地は、以前、農地パトロールとかにも何回か引っかかったというか、そこの農地なんですけれども、本人が体調を崩してからは、お姉さん夫婦が中心になって親族で耕作のほうをしておりまして、去年の納税猶予の申請のときにもそうだったんですけれども、非常にきれいに耕作されていまして、今回の畑も、今、ワケネギですとかトウモロコシ、ジャガイモ等々が整然と栽培されていまして、空いている農地についても耕うんがなされていますし、何ら問題ないと思います。

以上です。

続いて、2番ですけれども、この方も、以前はここの農地で

里芋ですとか多くのものを栽培しておりまして、本人が体調を崩してからは家族のほうが引き続き肥培管理をしておりました。 先日ちょっと確認に行ったときに、この時期ですので多少草が 目立っておりましたので、一応、そこはもう一度耕うんなりを してもらうように、お願いをしてきました。境界のほうも確認 できますし、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長ありがとうございました。

ただいま説明のありました件について、何か御質問がありま したらお願いします。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第 3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明する ことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに 決します。

続きまして、その他、何かございますか。

次長 特にございません。

議長 それでは、ないということでございますので、本日の審議 予定はこれで終了でございます。

> 次回の農業委員会総会は6月26日月曜日午後3時から20 5、同じこの部屋で開催をいたします。

本日も慎重に審議していただき、ありがとうございました。

午後4時02分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを 証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員